

定期監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

令和5年2月

邑南町監査委員

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査の結果及び指摘事項	1
	(1) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）	1
	(2) 職員が事務執行を兼ねる任意団体等の事務執行調査	3
	(3) 町が出資している町内所在団体の決算状況調査	4
	(4) 公表	5

意見

組織及び運営の合理化に資するための意見	5
---------------------	---

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計

2 監査期間

令和5年2月9日（木）、2月10日（金）、2月13日（月）、2月14日（火）の4日間

3 監査項目（本庁関係課、各支所を対象）

- (1) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）
(令和4年10月31日現在の収納状況)
- (2) 職員が事務執行を兼ねる任意団体等の事務執行状況調査
(該当する各団体の令和3年度分業務の事務執行状況)
- (3) 町が出資している町内所在団体の決算状況等調査（令和3年度分）

4 監査の方法

関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第14項の規定による措置状況の通知を行っていただきたい。

(1) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）

ア 監査結果

- ・該当課から、令和4年10月末における過年度分の未収金の状況について、書類審査と聞き取り調査を行い、前年の同時期と比較した。また、次年度へ繰り越した同未収金について適切に対応されているかについて調査した。

未収金(過年度分)の収納状況(繰越事業に係る未収特財を除く)

(単位:千円)

区 分	令和3年10月末 未収金額 ①	令和3年度末 未収金決算額	令和4年10月末 未収金額 ②	差引比較額 ②-①
町 民 税	3,637	2,951	2,417	△ 1,220
固 定 資 産 税	32,965	18,818	17,149	△ 15,816
軽 自 動 車 税	1,565	1,775	1,487	△ 78
農林水産事業分担金	849	1,302	1,302	453
民 生 費 負 担 金	240	230	216	△ 24
土木使用料(公営住宅)	146	307	115	△ 31
教育使用料(住宅、公民館)	44	33	33	△ 11
財 産 貸 付 収 入	624	0	0	△ 624
住宅新築資金貸付元利入	6,456	6,303	6,048	△ 408
雑 入	12,140	12,065	12,000	△140
一 般 会 計 合 計	58,666	43,784	40,767	△ 17,899
国民健康保険税	22,413	25,978	22,833	420
後期高齢者医療保険料	384	480	412	28
下水道使用料、分担金 手数料、雑入	3,905	4,827	4,527	622
ケーブルテレビ加入負担等	596	1,185	575	△ 21
特 別 会 計 合 計	27,298	32,470	28,347	1,049
水 道 事 業 会 計	5,213	26,214	5,567	354
合 計	91,177	102,468	74,681	△ 16,496

- ・令和3年度決算時の未収金1億246万8千円のうち、令和4年10月末までに2,778万7千円(27.1%)が徴収されている。この時点で、7,468万1千円が未収となっており、前年同期と比べて1,649万6千円減少している。これは、債務者の破産によるやむを得ない不納欠損処分額が1,131万1千円あるが、それを除いて518万5千円減少している。
- ・未収金の中では令和2年度以前のものが86.8%を占めており、さらに5年以上未収のものが2,327万4千円(31.2%)となっている。
- ・未収金にかかる新年度に入ってから調定日について、不適切なものはなかった。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・債務者の実情を調査し、引き続き徴収に向け努力されたい。

(2) 職員が事務執行を兼ねる任意団体等の事務執行調査

ア 監査結果

・職員が事務の執行を兼ねている以下35の任意団体等の事務執行状況について、令和3年度分（一部令和4年度分）を調査した。特に調書が作成されており複数者によるチェック体制が整っているか、通常の公務の中で行われている根拠等を重点とした。

○総務課（4）

- ・ 邑南町消防団
- ・ 邑南町消防団幹部会
- ・ 邑南町役場職員互助会
- ・ 邑智郡交通安全協会邑南支部

○町民課（2）

- ・ 邑南町消費者問題協議会
- ・ SuimeiMegaSolarPark環境保全管理委員会

○福祉課（3）

- ・ 邑南町民生児童委員協議会
- ・ 邑智郡入所判定運営協議会
- ・ 日本赤十字社島根県支部邑南町分区

○産業支援課（4）

- ・ 邑南町農業再生協議会
- ・ 邑南町鳥獣被害対策協議会
- ・ 邑南町果樹産地づくり協議会
- ・ 邑南町緑化推進協議会

○建設課（1）

- ・ 邑智郡石見土地改良区

○学校教育課（1）

- ・ 邑南町子ども安全センター（本部）

○生涯学習課（15）

- ・ 12各公民館活動推進協議会
- ・ 邑南町人権、同和教育推進協議会
- ・ 邑南町公民館連絡協議会（幹事公民館で処理）
- ・ 邑南町体育協会

○瑞穂支所（2）

- ・ 瑞穂地域消防互助会
- ・ 邑南町民生児童委員協議会（瑞穂地域）

○羽須美支所（3）

- ・ 消防団羽須美地域互助会
- ・ 邑南町民生児童委員協議会（羽須美地域）
- ・ 羽須美野猿被害対策組合

・自治事務及び法定受託事務以外の事務や会計の取り扱いについて、「土地改良区」以外の任意の団体の事務において、明確な条例や要綱等がないままで通常の公務と同様に職員が担任して処理が行われていると思われる。

〔土地改良区に関する事務については「邑南町事務の受託に関する条例」が存在する〕

- ・収入、支出帳票が作成されていない団体や、帳票はあるが担当者1人で処理し

ている団体が一部見受けられた。

・財産の管理において、通帳と印鑑が分散管理されていない団体が一部見受けられた。

イ 指摘事項

・特になし

ウ 指示事項

・職員が任意団体等の事務処理を行うことについては、事務処理を行うことの適否を町長が承認するとともに、その事務処理方法等を定めることが求められる。

・前述に基づく事務処理は、帳票、出納簿の作成を基本とし、複数者のチェック体制を徹底されたい。

(3) 町が出資している町内所在団体の決算状況調査

ア 監査結果

・令和3年度決算時において、町が出資しておりかつ町内に所在地を有する団体の令和3年度の決算状況を調査した。状況は以下のとおりである。

○社会福祉法人 おおなん福祉会

・決算状況は社会福祉法人の会計基準に基づいて処理されている。

・町は同法人に対し500万円を出資金として公有財産に計上し、同法人からは「基金出資証明書」を徴求している。

・同証明書には、「～略～合併後邑南町の出資金として基金運用されていることを証明します」と記載されているが、非営利法人である社会福祉法人では、出資金を計上する項目がないと思われることから、今後継続して調査確認が必要である。

○合同会社アグリサポートおおなん

・令和3年度第6期（令和3年12月31日）現在の資本金4,733万8,311円に対する邑南町の出資金は4,401万8,311円で、資本金総額の92.9%となっている。

・純資産は、6,893万7,917円を有している。

・営業損失1,011万3千円を営業外収益の補助金、助成金1,556万1千円で補填している。

○おおなんきらりエネルギー株式会社

・第1期設立時（令和4年3月31日）現在の資本金880万円に対する邑南町の出資金は500万円で、資本金総額の56.8%となっている。

・予定資本金総額は1,000万円であり、邑南町の出資金が資本金総額の50%となる。

○一般財団法人 邑南町開発公社

- ・令和3年7月31日に当法人の評議員会で解散決議が行われ、令和4年3月23日に解散登記が行われた。
- ・令和3年度の町の決算時で邑南町から70万円の出資金があったが、令和4年12月22日に町へ返還されている。

イ 指摘事項

- ・社会福祉法人 おおなん福祉会に対する邑南町からの出資金について、同法人の経理上の扱いと、邑南町の公有財産について調査検討され報告されたい。

ウ 指示事項

- ・特になし

(4) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。指示事項については、全機関に対し文書で通知する。なお、指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

組織及び運営の合理化に資するための意見

特になし